

児童福祉施設（助産施設）の設置認可について

1 助産施設の概要

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設（児童福祉法第36条）であり、妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保証するとともに、胎児が無事に産まれてくることを確保し、ひいては児童の健全な育成を図るための施設。

第4次さっぽろ子ども未来プランでは、助産施設における助産の実施を掲げているほか、アクションプラン2019では、助産施設に対する運営費の補助事業に取り組んでおり、現在策定中のアクションプラン2023で目標とする「安心して子どもを生み育てることができる、子育てに優しいまち」づくりに向け、助産施設の運営費補助事業を継続する予定。

2 札幌市の助産施設設置状況

施設	住所	定員
勤医協札幌病院	白石区菊水4条1丁目9番22号	4人
朋佑会札幌産科婦人科	北区屯田6条2丁目11番1号	1人
福住産科婦人科クリニック	豊平区福住3条1丁目2番24号	1人
手稲溪仁会病院	手稲区前田1条12丁目1番40号	4人
あいの里助産院	北区あいの里4条4丁目6番12号	2人

3 新規認可施設

地域医療支援と専門医療を担う産科・婦人科としてのこれまでの実績を生かし、札幌市全域の児童福祉の向上に貢献したいとして、青葉産婦人科クリニックより助産施設としての認可申請を受けている。

札幌市内の助産施設の設置に関しては地理的な偏りが生じており、居住地によっては自宅から遠い施設を選択せざるを得ない場合があることから、施設利用者の利便性を勘案し、札幌市児童福祉法施行条例及び児童福祉施設の設置認可等に関する審査基準に適合していることを確認したため、助産施設として認可する。

施設	住所	定員
青葉産婦人科クリニック	厚別区青葉町6丁目1番9号	2人

4 今後の予定

令和5年10月中旬 青葉産婦人科クリニックに対し、認可決定の通知
 10月中旬 北海道庁に児童福祉施設認可の報告
 11月1日 助産の受入開始（予定）